施設修繕随意契約結果表

令和８年７月～令和８年９月

契約分

さいたま市

様式第２号（第３条関係）

施設修繕随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
所　管　課	総務局　危機管理部　危機管理課
件　　名	さいたま市危機管理センターＡＶシステム修繕
履　行　場　所	さいたま市浦和区常盤６丁目１番２８号
契　約　締　結　日	令和８年７月２１日
契約の相手方の商号又は名称	パナソニックコネクト㈱現場ソリューションカンパニー首都圏部門
契　約　金　額 （　円　）	８，７４５，０００
随意契約によることとした理由	危機管理センターＡＶシステムは複数の機器で構成されており、制御プログラムにより、操作に応じて連動して動作するよう制御されている。本修繕においては、故障した機器の修理を行うとともに、制御プログラムも改修する必要がある。 制御プログラムの内容は、本システムの施工業者が独自に作成し、他の業者は知り得ないものであるため、施工業者以外の者にプログラムの改修等を履行させた場合、意図しない動作や不具合が起きる可能性があり、危機事案発生時において市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。 以上のことから、本修繕について、平成２６年に本システムを施工した業者（パナソニックシステムネットワークス株式会社）の承継会社であるパナソニックコネクト株式会社現場ソリューションカンパニー首都圏部門と、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約により契約を締結した。
備　　考	

（注）　単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（　）に記載する。

様式第２号（第３条関係）

施設修繕随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
所　管　課	スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ振興課
件　　名	記念総合体育館移動観覧席リミットスイッチほか修繕
履　行　場　所	さいたま市桜区道場４丁目３番１号
契　約　締　結　日	令和８年７月１日
契約の相手方の商号又は名称	ＫＳＳ㈱
契　約　金　額 （　円　）	８，６７１，７４０
随意契約によることとした理由	修繕対象となる機器は、記念総合体育館の建設時に株式会社コトブキが独自に開発・設置したものであり、その構造・制御システムは同社のみが把握している。機器を構成する部品との互換性を確保することは当該業者しかできないため、同社のアフターサービスを専門とする株式会社コトブキシーティングサービス（現 ＫＳＳ株式会社）と地方自治法施行令第１６７条の２ 第１項 第２号による随意契約により契約を締結した。
備　　考	

（注）　単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の(　)に記載する。

様式第２号（第３条関係）

施設修繕随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
所　管　課	保健衛生局　保健部　生活衛生課
件　　名	さいたま市浦和斎場火葬炉設備修繕
履　行　場　所	さいたま市桜区大字下大久保１５２３番地１
契　約　締　結　日	令和８年８月６日
契約の相手方の商号又は名称	㈱宮本工業所
契　約　金　額 （　円　）	３７，６２０，０００
随意契約によることとした理由	一般に火葬炉設備はその特殊性から鑑みて各炉メーカーが独自に材質・形状・品質確保・補償など最適な手法を研究している設備となっている。現に浦和斎場の火葬炉設備についても、材質や形状など、メーカーの独自製品が使用されている。また、火葬炉は、火葬場の心臓部に当たり、代替及び変更の利かない設備であり、炉運転を中止することが出来ない設備であるため、常に炉運転業務に支障を来すことなく稼働していかなくてはならない。したがって、火葬炉設備修繕については、火葬炉設備の性能・機能を十二分に理解し、信頼して任せられる業者に依頼する必要がある。 以上のことから、浦和斎場火葬炉の設置業者であり、また、浦和斎場開設以来保守点検業務と施設修繕を担当し、緊急時にも対応可能で、火葬炉の性能及び機能を十二分に熟知している株式会社宮本工業所と、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約により契約を締結した。
備　　考	

（注）　単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（　）に記載する。

様式第２号（第３条関係）

施設修繕随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
所　管　課	保健衛生局　保健部　大宮聖苑管理事務所
件　　名	さいたま市大宮聖苑令和８年度火葬炉設備修繕
履　行　場　所	さいたま市見沼区染谷２丁目３５０番地１
契　約　締　結　日	令和８年８月３１日
契約の相手方の商号又は名称	㈱宮本工業所
契　約　金　額 （　円　）	７８，６５０，０００
随意契約によることとした理由	現在設置されている火葬炉は、メーカー独自の技術的ノウハウに基づき設計・施工され、多様な部材、設備等が一体となって機能している設備であり、その詳細な仕様や構造は一般に公表されておりません。 メーカー以外の他社の施工では、メーカーによる一貫した性能保証や既存機器との互換性の保証は得られず、万が一にも必要性能が発揮されない場合には、台車ブロック本体の膨張による台車の挟まれや炉の破損による施設寿命の低下、台車の残臭気による施設運営へのマイナス影響、大気への有害物質の放出などが懸念され、施設の運営や稼働が停止となれば、代替困難な特殊施設であるため、市民生活に重大な支障を及ぼす恐れがあります。 以上のことから、今回修繕を行う設備は既存設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、施設の使用に著しい支障が生ずる恐れがあるため、設計・施工メーカーである株式会社宮本工業所と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定による随意契約により契約を締結した。
備　　考	

（注）　単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（　）に記載する。

様式第２号（第３条関係）

施設修繕随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
所　管　課	環境局　施設部　クリーンセンター大崎
件　　名	さいたま市クリーンセンター大崎保護継電器修繕
履　行　場　所	さいたま市緑区大字大崎３１７番地
契　約　締　結　日	令和８年７月３日
契約の相手方の商号又は名称	㈱明電エンジニアリング北関東支店
契　約　金　額 （　円　）	１１，５５０，０００
随意契約によることとした理由	クリーンセンター大崎の受配電設備及び中央監視盤は、株式会社明電舎が設計・施工したものである。 当施設の電気系統に不具合が生じたとき、保護継電器が正常に働かなければ、その影響が施設内だけでなく電力会社の維持管理する特別高圧電線路や送電設備にまでおよび、損害を与える可能性がある。その場合広範囲にわたり停電するなど、市内外に影響が及ぶことが予想され、施設の損害に対する金銭的な損失とともに、さいたま市の施設としての信用に著しい影響を及ぼす恐れがある。これらを防ぐためには、保護継電器と遮断器等の関連設備との調整が不可欠となる。 そのため、受配電設備の製造者である株式会社明電舎と業務分担の協定書を結び、保守点検サービス業務を引き継いでいる株式会社明電エンジニアリング以外に施工させた場合、既存設備との互換性や性能を保証することができない。さらに、保護継電器の修繕は施設全停電の日しか行うことができず、迅速で確実な施工が求められる。 以上のことから、本修繕は関連設備全体の構造・性能に精通した業者に一貫して請け負わせる必要があるため、株式会社明電エンジニアリング北関東支店と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約により契約を締結した。
備　　考	

（注）　単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（　）に記載する。

様式第２号（第３条関係）

施設修繕随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
所　管　課	環境局　施設部　クリーンセンター大崎
件　　名	さいたま市クリーンセンター大崎灰クレーンPLC修繕
履　行　場　所	さいたま市緑区大字大崎３１７番地
契　約　締　結　日	令和８年７月２２日
契約の相手方の商号又は名称	川崎重工業㈱
契　約　金　額 （　円　）	３４，１００，０００
随意契約によることとした理由	クリーンセンター大崎は平成８年３月に川崎重工業株式会社が設計・施工したごみ処理施設で、周辺環境へ与える影響を極力低減するために国の排出基準に比べより厳しい公害防止条件に対応した施設として整備したものである。 当該設備は川崎重工業株式会社の監督・指導の元、施工された設備で、交換箇所はメーカーの仕様に準じた施工を行う必要がある。またプラント設備の多くは令和３年度から令和７年度に実施した基幹的設備改良工事により、川崎重工業株式会社が更新を行っている。現在の当センターでは令和７年度より契約を開始している長期包括委託業務において、川崎重工業株式会社を代表者とする事業者と契約しており、プラント全体の維持管理は受託者が作成した維持管理計画及び補修計画により行っている。ごみ処理施設が安全・確実に稼動するためにはシステム全体の機能・性能が確保されなければならず、既存設備の構造や性能に精通した業者に一体的に請け負わせる必要がある。 以上より今回の修繕箇所は、既設の設備と密接不可分の関係にあり、当施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずる恐れがあるため、川崎重工業株式会社と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約により契約を締結した。
備　　考	

（注）　単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（　）に記載する。

様式第２号（第３条関係）

施設修繕随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
所　管　課	環境局施設部西部環境センター
件　　名	さいたま市西部環境センタークレーン設備定期整備修繕
履　行　場　所	さいたま市西区大字宝来５２番地１
契　約　締　結　日	令和８年８月３日
契約の相手方の商号又は名称	株式会社日立プラントメカニクス
契　約　金　額 （　円　）	１５，０７０，０００
随意契約によることとした理由	クレーン設備は、焼却炉プラントメーカーの設計と整合性を綿密に図りながら、極めて高度な専門的技術に基づき独自技術や独自設計部品の構成により設計製造し施工されたものであり、内部部品の設計詳細は公表されておらず、制御面に関しても独自プログラムによる制御であり、部品調達、制御に合致し性能を満たす施工は他業者では行えない。 工期においても、清掃工場クレーンの性質上、２４時間３６５日運転し、停止可能期間や作業環境の制約があり極めて限定された工期となり、その限定された期間での確実な履行に対応するためには、既存設備の構造・機能及び制御システムに精通する業者に請け負わせる必要がある。 以上の理由により、株式会社日立プラントメカニクスと地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約により契約を締結した。
備　　考	

（注）　単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の（　）に記載する。

様式第２号（第３条関係）

施設修繕随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
所　管　課	環境局施設部西部環境センター
件　　名	さいたま市西部環境センタークレーンバケット定期整備修繕
履　行　場　所	さいたま市西区大字宝来５２番地１
契　約　締　結　日	令和８年８月３日
契約の相手方の商号又は名称	株式会社福島製作所　東京営業所
契　約　金　額 （　円　）	１４，３００，０００
随意契約によることとした理由	本修繕の対象であるクレーンバケットは、焼却炉プラントメーカーの設計思想の下、専門技術に基づき、独自機構と独自部品の構成により製作されており、その詳細部分においての材質、構造は公表されておらず、独自機構による専門技術を含んでおり、部品の調達、メンテナンスの整備等は他の業者では出来ない。 また制御システムに合致する施工が必須であり、他社施工の同等品、類似品、類似技術では合致しきれず、不測の事態を招き復旧不能となる可能性もある。 工期においても、清掃工場クレーンの性質上、２４時間３６５日運転し、停止可能期間や作業環境の制約があり極めて限定された工期となり、その限定された期間での確実な履行に対応するためには、既存設備の構造・機能及び制御システムに精通する業者に請け負わせる必要がある。 以上の理由により、株式会社福島製作所　東京営業所と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約により契約を締結した。
備　　考	

（注）　単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の(　)に記載する。

様式第２号（第３条関係）

施設修繕随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
所　管　課	建設局　下水道河川部　下水道維持管理課
件　　名	下水処理センターNo.2最初沈殿池掻寄機緊急修繕（下維-R8-C204）
履　行　場　所	さいたま市浦和区大原５丁目１４番１号
契　約　締　結　日	令和８年８月２８日
契約の相手方の商号又は名称	荏原実業㈱　関東支社
契　約　金　額 （　円　）	１３，７５０，０００
随意契約によることとした理由	No.2最初沈殿池掻寄機については、２系統ある最初沈殿池のうち１基で、下水処理センターに流入した汚水から小さなゴミの除去や汚泥の引抜きを行うために必要な設備である。電流値が異常を示し、池の水を抜き内部を確認したところ、掻寄機を支持する部位が破損し、正常に動作しなくなったことが判明した。 現状最初沈殿池が１基のみの稼働となっており処理場の受け入れ容量が低下しているため、流入水が増加した場合に汚水が正常に処理できなくなり、芝川へ放流する水が法令基準を満たすことが出来なくなることから、早急に修繕を実施する必要がある状態である。 そのため、最初沈殿池の設計・施工を実施した業者であり、下水処理センターにおいて当該設備以外にも多数の修繕を実施した経験のある荏原実業株式会社関東支社と公営企業法施行令第２１条の１３第１項第５号による随意契約により契約を締結した。
備　　考	

（注）　単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の(　)に記載する。

様式第２号（第３条関係）

施設修繕随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
所　管　課	建設局南部建設事務所道路維持課
件　　名	北浦和駅エスカレーター外修繕
履　行　場　所	さいたま市浦和区北浦和４丁目地内外
契　約　締　結　日	令和８年７月３０日
契約の相手方の商号又は名称	東芝エレベータ㈱北関東支社
契　約　金　額 （　円　）	２０，７７９，０００
随意契約によることとした理由	本修繕は、制御部品や主要構造部分を修繕した後に、引き続き既存機器を使用することから、システム的に連携させる必要があります。 このため、本修繕は制御部等と主要構造部分の双方を製作した東芝エレベータ株式会社にしか施工することはできません。 また、メーカーである東芝エレベータ株式会社独自の設計、製造上の技術情報は社外秘であることから他社に提供していないため、本修繕は他社では行うことはできません。 さらに、当該施設の安全性は、製造、組立まで一貫して行った最終製品に対するメーカーの責任に立脚しており、メーカー以外の者が修繕を実施した場合には、それ以後、メーカーでも安全性の保証が困難となるため、公共の用に供し、多く利用者が安全利用できなければならない当該施設の安全性に支障が生じる恐れがあります。 よって、東芝エレベータ株式会社との特命随意契約を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により契約を締結した。
備　　考	

（注）　単価契約による修繕の場合には契約金額（税込）を上段に、支払い限度額（税込）を下段の(　)に記載する。